

## マスク着用の考え方の見直し（案）

### 1 現行（新型コロナウイルス感染症対策を踏まえた議会運営：令和5年1月30日決定）

- 議員、当局、報道関係者及び傍聴人は、本会議・委員会等に出席等するに当たり、マスク等の着用を原則とする。
- 発言者の正面にアクリル板を設置している座席（議場：議長席・演壇、大会議室：委員長席・発言席・当局席最前列）では、マスク等の着用を自由とする。

### 2 本市の対応

- 国の新型コロナウイルス感染症対策推進本部において決定された「マスク着用の考え方の見直し」を踏まえて対応する。

#### 【マスク着用の考え方の見直し（概要）】

- ・新型コロナウイルス感染症対策におけるマスクについては、屋内では基本的にマスクの着用を推奨するとしている現在の取扱いを改め、行政が一律にルールとして求めるのではなく、個人の主体的な選択を尊重し、着用は個人の判断に委ねることを基本とする。
- ・このマスク着用の考え方の見直しは、令和5年3月13日から適用する。

### 3 本市会における対応（案）

- 本市の対応を踏まえ、個人の主体的な選択を尊重し、マスクの着用は個人の判断に委ねることとする。